

令和7年度 総合教育センター 使用料・実費徴収金額について

《使用料》

室名\時間帯	9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 21時まで
研修室(1)	800円	1,350円	1,600円	3,000円
研修室(2)	1,150円	1,900円	2,300円	4,300円
講座室	900円	1,500円	1,800円	3,350円
展示ホール	—	—	—	5,450円

※使用料の免除(無料)について

- ・ 社会教育法(昭和24年法律第207号)およびスポーツ基本法(平成23年法律第78号)による諸行事に使用するとき。ただし、その諸行事を教育委員会が後援するときのみとする。
- ・ 地域住民に対し文化・スポーツの普及を図ろうとする者が、その目的のために使用するとき。
- ・ 地域活動の振興のために本市から助成を受けている者が、その目的のために使用するとき。
- ・ 公共団体が使用するとき。
- ・ 公共的団体が地域住民の福祉向上のために使用するとき。
- ・ 学校関係団体が、教育の目的のために使用するとき。

《実費徴収金》

室名\時間帯	電気代	冷暖房費
2階 研修室(1)	10円 / 時間	130円 / 時間
2階 研修室(2)	20円 / 時間	190円 / 時間
2階 講座室	10円 / 時間	130円 / 時間

※実費徴収金の免除(無料)について

- ・ 教職員による教育研究のために使用するとき。
- ・ 伊丹市主催の会議、研修に使用するとき。
- ・ PTA活動として学校教育活動を支援するために使用するとき。
- ・ 学校教育活動に準ずる部活動で使用するとき。
- ・ 自治会・地区社協・体育協会・ボーイスカウト等の社会教育団体や公共的団体が会員を対象とする行事に使用するとき。
- ・ 各種団体で園児・児童・生徒を対象とし、文化・スポーツの振興を目的とする行事に使用するとき。
- ・ その他、教育委員会が伊丹の教育に資すると判断した行事に使用するとき。